

## 令和7年度東京都子育て支援員研修（社会的養護コース）

### 【よくあるご質問】

#### Q.子育て支援員とは？

国で定めた「基本研修」及び「専門研修」の科目を修了し、保育や子育て支援分野の各事業などに従事するうえで必要な知識や技術などを修得したと認められた方のことです。

研修修了者には、「子育て支援員研修 修了証書」を交付します。

※全国で有効な資格です。（国家資格ではありません）

#### Q.受講の対象者は？

- ① 都内に在住または在勤（保育や子育て支援分野）の方
- ② 地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、都内において、社会的養護における補助的な支援者として、児童養護施設等で従事することを希望する方。

#### Q.年齢制限はありますか？

研修受講には年齢制限はありません。

ただし、研修修了後の就職等については、各事業者の条件をご確認ください。

#### Q.申込は先着順ですか？

先着順ではありません。

募集定員を超えた場合は抽選により受講者を決定します。

#### Q.基本研修を免除したいのですが、どうしたらいいですか？

①保育士、②社会福祉士、③幼稚園教諭（※）、正看護師、保健師の資格をお持ちの方は「基本研修」の受講免除が可能です。ただし③の資格をお持ちの方は、申込時点で、日常的に子供と関わる業務（保育所、幼稚園、認定子ども園、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等）に就いている方のみが受講免除の対象となります。

基本研修の免除を希望される方は、申込時に資格証明書の写しの提出が必須となります。（氏名変更が生じている場合は、変更が確認できる書類の写しも併せてご提出ください。）

（※）令和7年7月1日時点で有効な教員免許状をお持ちの方が対象です。有効期限を超過した教員免許状については、都道府県教育委員会にて歳授与申請手続きを行ってください。

**Q.昨年度の子育て支援員研修を受講しましたが、事情により一部未受講の科目があります。どうしたらいいですか？**

昨年度（令和6年度）受講した一部科目の受講免除が可能です。

「一部科目修了証書」または「子育て支援員研修（基本研修）修了証明書」の写しを添付して申し込んでください。

なお、基本研修の一部または専門研修の一部のみを受講した場合、修了証書の有効期限は、それぞれを受講した年の翌年度までになりますので、ご注意ください。

**Q.申込後、受講決定までの流れを教えてください。**

申込内容を確認した上で、東京都において受講決定を行い、各委託事業者より受講決定通知書を送付します。受講の可否については、受講決定通知書の到着をお待ちください。

なお、定員を超過した場合は抽選となり、受講が出来ない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

**Q.研修を遅刻・欠席・早退・途中退席をした場合はどうなりますか？**

その研修科目については【未受講扱い】となります。

ただし、集合型研修で実施する研修においては、公共交通機関の遅れによる遅刻に限り、研修開始後15分までは受講扱いとなります。（「遅延証明書」をご提出いただきます。）

※研修の修了には、全科目を受講していることが必須となります。

**Q.修了にあたり、テスト等がありますか？**

研修の習熟度を確認するための確認テストを行います。

また科目の修了認定には確認テストの合格が必要となります。正答率が一定の基準以下の場合不合格となり、合格するまで再テストの対象となります。

**Q.修了証書はいつ頃届きますか？**

修了証書は、受講対象となる科目を全て修了した方に交付します。修了証書の到着には、すべての科目の受講が終了してから、概ね1カ月半～2カ月程度かかります。あらかじめご了承ください。

**Q.受講方法はどんな方法がありますか？**

- ① **オンデマンドクラス**：eラーニングシステム内で配信される講義動画を視聴し、受講していただきます。視聴期間内であれば、時間や場所を問わず学習していただけます。（インターネットに接続ができる環境に限ります）  
※一部の科目はオンライン形式（Zoom）、集合型研修での受講となります。
- ② **集合クラス**：全ての講義を指定の会場（東京都内）に来ていただき、受講していただきます。（受講スケジュールや会場は各コースの開催要項をご確認ください。）